

報告第 18 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

石垣市長 中山 義 隆

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 8 月 6 日

石垣市長職務代理者

石垣市副市長 知 念 永 一 郎

1 事故名

市道の管理瑕疵に起因する事故

2 相手方

3 事故発生年月日

令和 7 年 5 月 8 日

4 事故発生場所

石垣市字真栄里 180 番地付近

5 事故の概要

市が管理する市道平真縦 1 5 号線、真栄里 180 番地付近を自転車で走行中、深さ 3 c m の道路破損個所に自転車の前輪が挟まり前方に転倒。その際、左側頭部、左肘、左足を負傷した。

当該事故を受け、現場確認及び謝罪を行い、相手方と示談が成立したため、市は相手方に損害賠償金として、5,895 円を支払うものである。

6 損害賠償額

5,895 円